

利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

利子等に係る控除対象外国法人税額に関する明細												
国名		1										
税種目		2										
納付確定日		3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .					
納付日		4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .					
納付人 外国税額	課税標準(収入金額)	5										
	税率(%)	6										
	税額 (5) × (6)	7										
納付したとみなされる 外国法人税額	みなし納付の基礎となる 条約及び相手国の法令の 根拠規定	8										
	上記(8)の規定の適用がないと した場合の外国法人税額 (5) × 税率	9	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)					
	みなし納付外国法人税額 (9) - (7)	10										
控除 対象 外国 国	外国法人税額の合計 (7) + (10)	11										
	控除対象外国法人税額 (5) × (10%又は15%)と(11)のうち 少ない金額)	12										
	(7)と(12)のうち少ない金額	13	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)					
	(12) - (13)	14	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)					
	納付した控除対象外国法人税額 (13)欄の合計	15					円					
	納付したとみなされる控除対象 外国法人税額 (14)欄の合計	16					円					
所得率の計算												
事業年度	所得金額仮計 (別表四「22の①」)	17	受取配当等の益 金不算入額 (別表八「11」又 は「22」)	18	控除所得税額 (別表六(-)「6の ③」)	19	損金算入外国 法人税額	20	所得の金額 (17)+(18)+(19)+(20)	21	総収入金額等	22
	・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
・												
・												
・												
・												
・												
・												
当期分												
計												
所得率 (21)の計/(22)の計	23										%	

別表六(四の二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、令第142条の3第2項各号（控除対象外国法人税の額とされないもの）に規定する内国法人が、法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約に定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合で、当期において納付した利子等に係る外国法人税額及び納付した利子等に係る外国法人税額とみなされたものの額について記載します。この場合、控除対象外国法人税額が課されたことを証する書類その他規則第29条の2各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

（注）令第142条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事業以外の事業を主として営む内国法人で同項第4号かっこ内に規定する割合が20%未満である法人の利子等に係る外国法人税額については、この明細書ではなく、別表六（四）により控除対象外国法人税額の計算をします。
- 2 既に課された利子等に係る外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、控除対象外国法人税額の再計算に係る明細を別紙に記載し、増額又は減額されたこととなる控除対象外国法人税額を「納付した控除対象外国法人税額15」又は「納付したとみなされる控除対象外国法人税額16」の各欄の金額に含めて記載してください。
- 3 各欄中金額を記載するものにあっては、「13」及び「14」の各欄のかっこ書並びに「15」から「22」までの各欄を除き、その外国法人税を課す国又は地域における通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 4 「課税標準（収入金額）5」には、その外国法人税を課す国又は地域において課税標準とされた金額を記載します。
- 5 「納付外国法人税額」の各欄は、当期において納付すべきことが確定した利子等に係る外国法人税額について記載します。
- 6 「納付したとみなされる外国法人税額」の各欄は、租税条約において定めるところにより、当期において納付したとみなされる外国法人税額を計算する場合に記載します。
- 7 「控除対象外国法人税額12」は、「所得率23」の割合が10%以下である場合には「又は15%」を消し、その割合が10%を超え20%以下である場合には「10%又は」を消し、その割合が20%を超える場合には「(5)×(10%又は15%)と」及び「うち少ない」を消して記載します。
- 8 「(7)と(12)のうち少ない金額13」及び「(12)-(13)14」のかっこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。
- 9 「所得率の計算」の「事業年度」の各欄は、当期及び前2年以内の各事業年度について当期に最も近い事業年度の分を最下欄に記載し、順に古い事業年度を上欄に記載していきます。
- 10 「総収入金額等22」には、令第142条の3第2項各号に定める金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。